

農用地利用配分計画

(市町名: 竜王町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中2084	田	3385	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中2146	田	3100	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中2212	田	1572	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中2301	田	743	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中西谷田1007-1	田	1316	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	農事組合法人 ジョイファーム山中	滋賀県蒲生郡竜王町	山中西谷田1008	田	1143	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1925	田	3007	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1938	田	1780	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1948-1	田	2818	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
10	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1858	田	3039	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
11	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1866	田	2169	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
12	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川1890	田	3405	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
13	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川2107	田	2511	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
14	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川2108	田	3661	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
15	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川2120	田	2543	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
16	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川2120-1	田	991	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
17	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川2169	田	2092	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
18	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川東浦1086	田	925	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
19	農事組合法人 西川アグリクラブ	滋賀県蒲生郡竜王町	西川東浦1088	田	350	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	5,600	毎年11月15日に指定口座から徴収
20	株式会社 田楽	滋賀県蒲生郡竜王町	鶺川727	田	1959	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	8,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
21	株式会社 田楽	滋賀県蒲生郡竜王町	鶺川728	田	3062	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	8,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
22	株式会社 田楽	滋賀県蒲生郡竜王町	鶺川729	田	3085	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	8,500	毎年11月15日に指定口座から徴収
23	山中 喜嗣	滋賀県蒲生郡竜王町	山中1992	田	2044	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	2,700	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用賃借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借権又は使用賃借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき

農用地利用配分計画

(市町名: 竜王町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利				
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)

3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき